



2019年5月14日

各 位

会社名 日本精機株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員
佐藤守人
(コード番号7287 東証第2部)
問合せ先 人事統括部 法務部
シニアマネジャー 五十嵐 孝之
TEL (0258) 24-3311

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について2019年6月26日開催予定の当社第74回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2019年3月19日に開示いたしました「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、2019年6月26日開催予定の当社第74回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定を新設するものであります。
- (2) その他、上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p>
<p>(公告方法) 第5条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第6条～第9条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、<u>取締役会の決議によって定め、こ れを公告する。</u> 3. (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、<u>取締役会または取締役会の決議に よって委任を受けた取締役が定め、これ を公告する。</u> 3. (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび 手数料は、法令または本定款のほか、<u>取 締役会において定める株式取扱規程に よる。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび 手数料は、法令または本定款のほか、<u>取 締役会または取締役会の決議によって 委任を受けた取締役が定める株式取扱 規程による。</u></p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>第12条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員 数) 第19条 当会社の取締役は、<u>15</u>名以内とす る。 (新 設)</p>	<p>(員 数) 第19条 当会社の取締役(<u>監査等委員である取 締役を除く。)</u>は、<u>12</u>名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、 8名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任す る。 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p>	<p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と それ以外の取締役とを区別して、株主総 会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 2 2 条～第 2 3 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 2 5 条～第 2 6 条 (条文省略)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 2 1 条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 3 2 9 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 2 2 条～第 2 3 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 2 4 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第 2 5 条 <u>取締役会は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 2 6 条～第 2 7 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員 数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の<u>手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報 酬 等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>38</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>39</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>35</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>

3. 今後の日程

定時株主総会開催予定日 2019年6月26日(水)

定款変更の効力発生日 2019年6月26日(水)

以上